

日田市災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金を活用して販路開拓等に取り組む中小企業者（国の小規模事業者持続化補助金の対象となる小規模事業者を除く。以下「中小企業者」という。）の負担を軽減しその事業継続を支援するため、中小企業者（以下「事業実施主体」という。）が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、日田市補助金等交付規則（平成9年8月1日規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業実施主体」、「補助事業」、「県補助金」とは、次の各号の定めるところによる。

(1) 「事業実施主体」とは、以下のものをいう。

大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金の交付決定を受けた中小企業者をいう。

(2) 「補助事業」とは、大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金事業をいう。

(3) 「県補助金」とは、大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金をいう。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費のうち、県補助金交付の対象として大分県が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助率は6分の1以内（県補助金の交付決定額の4分の1の額）とする。

(補助事業の実施期間)

第4条 事業実施期間は、大分県が県補助金の交付決定を行った日（県補助金＜コロナ特別対応型＞については、令和2年2月18日まで遡及可能）から、大分県が公募要領で定める実施期限までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第5条の規定による交付申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 県補助金に係る交付決定通知書の写し（交付申請書等申請に係る一切の添付書類を添付すること）

(2) 収支予算書（第2号様式）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 補助条件は、大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金交付要綱第4条に準ずるものとする。

(補助金の交付の決定)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定は、補助金交付決定通知書(第3号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第15条の規定による実績報告は、実績報告書(第4号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 県補助金に係る額の確定通知書の写し(実績報告書等一切の添付書類を添付すること)
- (2) 収支精算書(第5号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 規則第16条の規定による額の確定は、補助金の交付額の確定通知(第6号様式)により行うものとする。

(補助金の交付及び請求)

第10条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。

2 補助金の交付を請求しようとする者は、補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、市補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和2年5月22日から施行し、令和2年度日田市災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金から適用する。